

土地賃貸借契約書



賃貸人 本原町産区役代 を甲とし、貸借人 阿智総合開発株式会社
代表取締役 石田貞夫を乙とし、さらに 阿智村村長 山内康治を丙、智里
西地区開発協同組合、地権者組合を丁とし、甲、乙、丙、丁の間において、
次の条項により、土地賃貸借契約を締結する。

記

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する別表に掲げる土地（以下「本件土地」という）
合計 809,275.0 m²を乙に賃貸する。

(使用の目的)

第2条 乙は、本件土地を、智里西地区開発の事業用の敷地として使用する
ものとする。

(賃貸借の期間)

第3条 本件土地の賃貸借の期間は、平成6年1月1日から起算して30年間
とする。

(賃料の支払)

第4条 本件土地の賃料は前払いとし、乙は年額金 ¥3,792,663 円
（別表内訳金額の合計）を、毎年12月31日迄に、甲の指定する金融機
関の口座に振り込んで支払うものとする。

(賃料の改定)

第5条 賃料の改定は甲、乙、丙、丁協議の上行うものとし、第1回目を平成
11年1月1日に行い、2回目以降は3年目毎（例：平成14年1月1日）
に行うものとする。

(延滞金)

第6条 乙は、第4条の賃借料をその支払期限までに支払わないときは、そ
の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該賃借料の金額 100円に
つき1日4銭の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く）
を付して支払わなければならない。